

10 広聴・広報

(1) 主な市民相談案内

相談名	と き		と ころ	担 当
			電話番号	
市民相談	随 時		相談室 (地域活動課) 06-6902-6034	地域活動課
無料法律相談	毎週火・木・金曜日 (予約制)	13:00～ 16:00		
交通事故 法律相談	毎週火曜日 (予約制)	13:00～ 16:30		
こころの相談	第2木曜日 (予約制)	13:00～ 16:00		
行政相談	第1水曜日	13:30～ 15:30		
登記相談	第3水曜日 (予約制)	13:00～ 15:00		
人権相談	第2・4水曜日	13:30～ 15:30		
女性のための相談	第3火曜日	9:30～ 12:30	家庭児童相談 センター 06-6902-6148	子ども課
ひとり親家庭等相談	毎週 月・火・木・金曜日	9:00～ 16:00		
家庭児童相談	毎週月～金曜日	9:00～ 17:30		
教育相談	毎週月～金曜日	9:30～ 16:30	各 学 校 (学校教育課 指導・人権教育 グループ) 06-6902-7042	学校教育課
消費生活相談	毎週月～金曜日	9:30～12:00 12:45～17:30 (受付は16:30まで)	消 費 生 活 セ ン タ ー 06-6902-7249	地域活動課
多重債務相談	毎週月・水・金曜日 (予約制)	9:30～12:00 13:00～16:20	多重債務相談窓口 06-6902-6226	

(2) 広 報

- ① 「広報かどま」(昭和26年9月1日創刊)
 - 月1回発行し、委託業者より全世帯及び事業所へ配布。
 - タブロイド版12ページ
 - 発行部数 66,500部
- ② 点字広報(昭和57年6月15日開始)
 - 視力障がい者のために、月1回、「広報かどま」から記事を抜粋して点字本(7,000字以内)を作成し、希望者に配布している。
 - 発行部数 25部
- ③ 声の広報(昭和45年度開始)
 - 点字の解読が困難な視力障がい者のために、月1回、60分以内のテープを作成し、希望者に貸し出している。
 - 発行本数 50本
- ④ 門真市暮らしの便利帳(平成25年5月発行)
 - 市役所の窓口や手続き等の行政情報に加え、観光や歴史等の地域情報、医療機関マップ等、暮らしに役立つ情報を1冊にまとめた冊子を市内全世帯及び事業所に配布
 - 発行部数 75,000部(転入者への配布部数を含む)
- ⑤ ホームページ(平成12年7月1日開設)
<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>
 - 24時間、どこからでも最新の行政情報等が入手できるようにするために実施。
 - 内容は、本市の紹介や窓口業務の案内、イベント情報、施設情報など。
- ⑥ 市民特派員(平成24年度開始)
 - 市民に、広報をより身近に感じてもらうため、公募市民を特派員に任命し、取材された地域情報を「広報かどま」などに掲載。
 - 特派員数 4人
- ⑦ コミュニティー放送 FM HANAKO(平成14年7月1日参画し、放送を開始) FM82.4MHz
 - 災害時などの緊急情報(随時)と行政情報や市民参加の番組(午前9時15分～9時28分と月曜～金曜日の午後3時3分～3時30分)を放送。

11 市民生活

(1) 国民健康保険事業

① 事業開始 昭和24年5月1日

② 被保険者数

区 分	世 帯 数	被保険者数
平成24年度末現在	25,332 世帯	43,104 人
年 間 平 均	25,709 世帯	43,954 人

③ 保 險 料 (③～⑤は平成25年度)

ア 医療保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{8.40}{100}$
被保険者均等割	$\frac{35}{100}$	24,750 円
世帯別平等割	$\frac{15}{100}$	18,710 円

- 賦課最高限度額 51万円

イ 後期高齢者支援金

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額× $\frac{3.10}{100}$
被保険者均等割	$\frac{35}{100}$	9,120 円
世帯別平等割	$\frac{15}{100}$	6,890 円

- 賦課最高限度額 14万円

ウ 介護保険

区 分	賦課割合	料 率 等
所 得 割	$\frac{50}{100}$	前年中の基準総所得額 $\times \frac{2.16}{100}$
被 保 険 者 均 等 割	$\frac{50}{100}$	13,010 円

- 賦課最高限度額 12万円

④ 保 険 給 付

ア 診療給付の割合

一 般	7 割
退 職 (本人・被扶養者)	7 割
小学校入学前	8 割

イ 高額療養費の支給

ひと月の医療費の自己負担額（保険適用分のみ）が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額医療費として支給されます。医療機関からの保険請求の時期によりますが、受診月の約3ヶ月後に該当している被保険者に通知します。

なお、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示されると医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額で止めることもできます。

※ 自己負担限度額（平成18年10月改正）

一 般 世 帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1 %
上 位 所 得 世 帯	150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 1 %
非 課 税 世 帯	35,400円

ウ 出産育児一時金 390,000円（平成21年10月改正）

※ 産科医療補償制度加入者は、420,000円（平成21年10月改正）

エ 葬 祭 費 35,000円

⑤ 保健事業

ア 健康チェックとして人間ドックを受診される30歳以上75歳未満の被保険者に対して、費用の半額を補助します。また、脳器質検査もあわせて受診できます。

イ 啓発事業として被保険者に対して医療費通知を行っています。

ウ 40歳以上75歳未満の国保加入者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行っています。

エ 保険適用を受ける禁煙外来を受診される被保険者に対し申請していただくことにより受診費用の半額（1万円上限）を補助します。

⑥ 国保会計決算（款別）

（単位：千円）

		年度	平成23年度	平成22年度	増減率 (%)
		款別			
歳 入		国民健康保険料	3,336,825	3,290,440	1.41
		使用料及び手数料	504	459	9.80
		国庫支出金	4,354,974	4,547,114	△ 4.23
		療養給付費等交付金	707,678	668,027	5.94
		前期高齢者交付金	3,997,587	3,543,078	12.83
		府支出金	787,158	876,505	△ 10.19
		共同事業交付金	1,622,321	1,729,519	△ 6.20
		財産収入	4	6	△ 33.33
		繰入金	2,221,336	2,122,571	4.65
		諸収入	30,380	14,446	110.30
		計	17,058,767	16,792,165	1.59
歳 出		総務費	369,667	365,500	1.14
		保険給付費	11,180,362	11,055,468	1.13
		老人保健拠出金	111	36,446	△ 99.70
		介護納付金	781,620	731,064	6.92
		共同事業拠出金	1,723,751	1,703,593	1.18
		保健事業費	81,223	86,507	△ 6.11
		公債費	2,488	15,653	△ 84.11
		諸支出金	149,024	44,458	235.20
		予備費	0	0	0.00
		繰上充用金	4,751,002	5,644,298	△ 15.83
		後期高齢者支援金等	1,969,044	1,856,944	6.04
		前期高齢者納付金等	5,849	3,236	80.75
	計	21,014,141	21,543,167	△ 2.46	
歳入歳出差引額			△ 3,955,374	△ 4,751,002	16.75

(2) 国民年金

平成25年4月1日現在

種類	受給の条件	年金額
老齢基礎年金	<p>国民年金の保険料を納めた期間が25年以上ある場合に、原則として65歳から受給。</p> <p>国民年金の保険料免除期間、カラ期間および昭和36年4月以後の被用者年金(厚生年金など)の加入期間は合算。</p> <p>昭和5年4月1日以前に生まれた人は保険料納付期間が短縮。</p>	<p>満額</p> <p>〔原則として昭和16年4月2日生〕 〔以降の人は40年で満額〕</p> <p>786,500円 (月額 65,541円)</p>
障害基礎年金	<p>国民年金に加入している人で、次の全ての条件を満たしている人が、病気やけがで障害の状態になったとき、受給。</p> <p>① 国民年金に加入中または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日がある病気・けがで障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日)に政令で定められた「1級程度」または「2級程度」の障害に該当していること。</p> <p>② 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納期間が1/3以上ないこと。</p> <p>※ 平成28年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし、初診日に65歳未満であること。</p>	<p>障害基礎年金の受給権者に18歳到達年度末日までにある子(障害者は20歳未満の子)がいる場合は、子の加算が行われます。</p> <p>1級障害 983,100円+子の加算額</p> <p>2級障害 786,500円+子の加算額</p> <p>加算額 子1人 226,300円 子2人 452,600円 以下1人増すごとに75,400円加算</p>
遺族基礎年金	<p>国民年金加入者または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子(満18歳未満か20歳未満で1級・2級の障害の状態)のある妻または子に支給され、次の①～③いずれかに該当していること。</p> <p>① 被保険者期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないこと。</p> <p>※ 平成28年3月31日までに死亡した場合は、特例として死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし、死亡日に65歳未満であること。</p> <p>② 老齢基礎年金を受ける資格(原則として25年)を満たしていること。</p> <p>③ 老齢基礎年金の受給権者であること。</p>	<p>妻が受けるとき 786,500円+子の加算額</p> <p>加算額 子1人 226,300円 子2人 452,600円 以下1人増すごとに75,400円加算</p> <p>子が受けるとき 1人のとき 786,500円 2人のとき 1,012,800円 以下1人増すごとに75,400円加算</p>

(3) 産業振興

① ものづくり企業立地促進制度

平成21年4月1日から門真市内に新たに工場等を立地（新築・増築など）する製造業者に対して「ものづくり企業立地促進奨励金」を交付する制度です。

対象事業者	製造業者
対象地域	工業地域、準工業地域
対象物件	土地、建物、設備投資
奨励金額	対象物件の固定資産税・都市計画税の1/2（上限額あり）
交付期間	5年間
新規雇用	工場を設置したことに伴い、操業後2年間市内住民を正規雇用した場合、1人につき10万円（上限額あり、交付は1回限り）

② 門真市企業操業支援補助金

市内の製造業者が周辺住民の生活環境を保全するために、騒音・振動等を防止する設備の新規導入または改修等を実施する場合に事業費の一部を補助する制度です。

対象事業者	製造業者 ※但し法人市民税(法人税割)の納税実績のある企業、従業員21名以上の中規模事業者、またはカドマイスター認定企業
対象地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域を除く全地域
対象事業	防音壁の設置、防音・防振効果のある設備等の設置、防音・防振効果のある機械の購入
補助額	対象事業に係る経費の1/2（限度額500万円） ただし機械の購入の場合は一律100万円

③ 中小企業事業資金融資制度

(平成25年4月1日現在)

大阪府中小企業者向け制度融資				
名 称	開業サポート資金 〔開業資金〕	小規模企業サポート資金 〔小規模資金〕	チャレンジ応援資金 〔法認定型〕	経営安定サポート資金 〔経営安定資金〕
	開業時及び開業後間もない方を支援	小規模企業者を支援	府の重点施策と連携している中小企業者を支援	売上の減少等で経営に支障をきたしている企業を支援
融 資 限 度 額	A型 1,000万円 B型 1,500万円	1,250万円	2億円 (内無担保8,000万円)	2億円 (内無担保8,000万円)
貸付利率	年1.6%	年1.6%	金融機関所定	金融機関所定
融資期間	7年以内	7年以内	20年以内 (運転資金のみ、又は無担保の場合は7年以内)	7年以内
担 保	不要	原則不要	〔有担保の場合〕 府保証協会の定める不動産または有価証券等	〔有担保の場合〕 府保証協会の定める不動産または有価証券等
保証料率	年1.0%	年0.5%～2.2%	年0.35%～1.90%	年0.9%
申 込 先	取扱金融機関 保証協会	原則取扱金融機関	取扱金融機関	原則取扱金融機関 ※市の認定書が必要

④ 門真市中小企業大学校等受講料補助金

市内の中小企業者等が、企業経営上必要な知識を習得するため中小企業大学校等の研修を受講した場合に、受講料の一部を補助する制度です。

対象事業者	市内中小企業者 (ただし、市内において同一事業を1年以上行なっている者)
対象業種	製造業、運輸業、建設業、卸売業
補助額	受講料の1/2 (限度額5万円) 1事業者につき4名まで

⑤ 門真市中小企業サポートセンター

市内ものづくり企業が抱える悩みや課題に対し、専門的な知識を有したアドバイザーが相談に応じ、問題解決を図ります。経営相談、技術・製品開発、企業間マッチングや環境・省エネ対応の支援など、広く企業活動をサポートします。

対象事業者	市内中小企業者
所在地	門真市新橋町3番4-103号（門真市立図書館横）
開館日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
開館時間	午前11時から午後7時
開設年月日	平成24年10月1日

⑥ カドマイスターを探せ！事業

市内において、製造業を営む中小企業者で、優れた技術や製品等を持つ企業をカドマイスターとして認定し、その情報を広く市内外に発信し、企業間の連携を図ることを目的とした事業です。

カドマイスターとは、門真市とマイスターを合わせた造語です。マイスターとはドイツ語で巨匠・親方といった意味合いで、高い技術や独自の製品を持つ企業をカドマイスターと定めています。

(4) 市民農園

門真市民が土に親しみ、生活に潤いをもたらす場を提供する目的で昭和49年5月1日より開設されたものです。

この市民農園の事業は、北河内農業協同組合に委託し、運営経費は利用料、補助金等をもってあてています。

- ・利用期間 2年
- ・利用料 12,000円／年
- ・1区画面積 約16.5㎡
- ・区画数及び面積 157区画、3,605㎡

(5) コンビニ交付サービス

平成24年7月9日から住民基本台帳カード（以下「住基カード」とする）を利用した、住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを実施しています。

このサービスは住基カードを取得し、住基カードのサービス利用登録の申請を行うことで、全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクスにおいて、住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できるものです。

また、コンビニ交付サービスを利用すると、窓口交付よりも100円安い1通200円で証明書を取得することができます。

- ・サービスの提供日時
12月29日から翌年1月3日を除く午前6時30分～午後11時00分
- ・サービス提供店舗
全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス(一部店舗を除く)

(6) 南部市民センター

目 的	南部地域における市民交流の促進や生活文化の向上のために建設されたものです。 市民の憩いや健康づくり、文化活動の場のほか、行政窓口サービスの機能も備えています。
所 在 地	門真市島頭4丁目4番1号
工 期	平成5年3月26日～平成6年2月28日
開 館 日	平成6年4月1日
敷地面積	3,146㎡
施設概要	
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
建築面積	1,583.81㎡
延床面積	2,290.71㎡
施設内容	多目的ホール(300席)・森林浴体験室・会議室・和室・料理室・図書室・ギャラリー・市民サービスコーナー・その他
開館時間	午前9時30分～午後9時30分 (市民サービスコーナーは午前9時～午後5時30分)
休 館 日	月曜日・12月29日～1月3日 (市民サービスコーナーは月曜日が祝日の場合・12月29日～1月3日)
使用申し込み	使用予定日の3カ月前から前日まで

使 用 料

使用単位 施設の名称 (定員)	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前 9 時 30分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 30分から 午後 9 時 30分まで
多目的ホール (300 人)	円 5,750	円 6,600	円 7,400	円 11,700	円 13,200	円 18,600
会 議 室 1 (30 人) 会 議 室 2 (24 人)	500	600	650	1,050	1,200	1,650
和 室 1 (12 人) 和 室 2 (12 人)	350	400	450	700	800	1,100
料 理 室 (25 人)	900	1,000	1,150	1,800	2,050	2,900

(注) 市民以外の方が使用される場合は、5割増しとなります。

市民サービスコーナー業務案内

取扱業務	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝日
戸籍の全部事項証明書の交付	○	×
戸籍の個人事項証明書の交付	○	×
戸籍の附票の写しの交付	○	×
改製原戸籍の謄本及び抄本の交付	○	×
住民票の写しの交付	○	○
住民票記載事項証明書（年金の現況届に係る証明を含む。）の交付	○	○
不在住証明の交付	○	×
住居表示証明書の交付	○	×
身分に関する証明書の交付	○	×
出生届出済証明の交付 （母子手帳への証明）	○	×
印鑑登録証明書の交付	○	○
印鑑の登録及び廃止	○	×
住民基本台帳カード申請受付	○	○
母子健康手帳の交付	○	○
し尿処理券の販売	○	○
課税（所得）証明書の交付	○	×
粗大ごみの処理券	○	○

(7) 市民公益活動

① 門真市立市民公益活動支援センター

所在地 門真市大字北島546番地（門真市民プラザ3階）

開館年月日 平成20年10月1日

開館時間 午前9時～午後9時30分

門真市内で公益活動に取り組むNPO、ボランティア団体の活動支援や、NPO法人設立の支援をするための施設で、公益活動に利用できる相談室、作業室、会議室、セミナー室、事務ブース、フリースペース等があります。

貸館時間 午前9時から午後9時30分

休館日 木曜日、12月29日から翌年1月3日まで

利用料金

会議室及びセミナー室

施設名	時間別 定員	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
	人	円	円	円	円	円	円
第1会議室	40	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第2会議室	20	350	350	400	700	750	1,100
第3会議室	20	350	350	400	700	750	1,100
セミナー室	60	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800

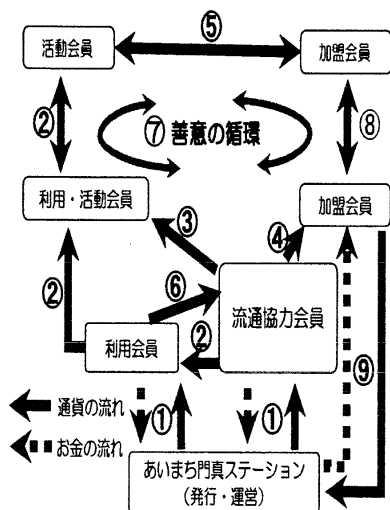
事務ブース

施設名	利用料金（1月当たり）
	円
事務ブースA	7,800
事務ブースB	7,800
事務ブースC	5,400
事務ブースD	5,400
事務ブースE	5,200
事務ブースF	5,200
事務ブースG	5,200
事務ブースH	3,500
事務ブースI	3,500
事務ブースJ	3,500

② 地域通貨発行運営交付金事業

地域通貨「蓮」は、地域コミュニティのさらなる活性化及びボランティア活動や地域の支えあい活動の促進並びに市内経済の活性化にもつながるものとして、NPO法人あいまち門真ステーションと市との協働事業として実施しています。

◆地域通貨「蓮」の流れ



○利用会員

手助けを必要とする市民の皆さん（手助けサービスに「蓮」でお礼をする人）

○活動会員

ボランティア団体等（利用会員へ手助けサービスを提供し、謝礼として「蓮」を受け取る人）

○加盟店

「蓮」を使うことができる事業者（お店）

○流通協力会員

地域や団体等の活動や事業に「蓮」を活用し、流通に協力する人

- ①あいまち門真ステーションで「円」と「蓮」を交換します。
- ②ボランティア協力してくれた人や手助けしてくれた人に感謝の気持ちとして、また贈り物として手渡します。
- ③地域のボランティア活動や団体、グループ、企業のイベントなどで利用できます。
- ④個人でも商品券代わりに市内のお店で利用できます。
- ⑤受け取った人は、市内の「蓮」取扱店のステッカーの貼ってあるお店で使えます。
- ⑥個人間のお礼の気持ちや贈り物としても利用できます。
- ⑦助け合いの輪が循環します。
- ⑧加盟店同士の使用もできます。
- ⑨最終的に、発行所で円と換金します。

③ 市民公益活動事業補助事業

市内のNPO等が自主的・自発的に行う公益性のある事業に対して、補助金を交付することにより、NPO等が創意工夫ある新たな事業を立ち上げ、また事業を拡大することを誘発し、市民公益活動の促進を図る事業です。

対象団体	市内のNPO法人または5人以上の市民ボランティア
対象事業	①門真市内で実施される事業であり、市民に広く還元される事業であること ②公民協働の推進に大きく寄与するものであること ③地域コミュニティ活性化につながるものであること
提案の種類	○テーマ設定型 行政ニーズに応じて市が設定したテーマへの企画提案 ○かどま未来創造型（自由テーマ） 市で実施していない新たなサービスや課題について独自の発想で企画提案
補助金額	補助対象事業費の1/2以内（上限50万円）
交付回数	1事業に対し、補助金交付は年1回、交付回数については3回を限度とする

④ NPO設立支援事業

門真市内で継続的に市民公益活動を行っている特定非営利活動法人に対し、予算の定める範囲内において門真市市民公益活動法人活動支援事業交付金を交付することにより支援を行い、市民協働の推進を図る事業です。

設立時支援交付金	交付対象	設立の登記の日から1年未満
	交付金額	1団体につき10万円
自立支援交付金	交付対象	設立の登記の日の属する年度の翌々年度まで
	交付金額	1団体につき年額20万円

12 環 境

(1) 環 境 美 化

① 門真市美しいまちづくり条例

ア 目 的

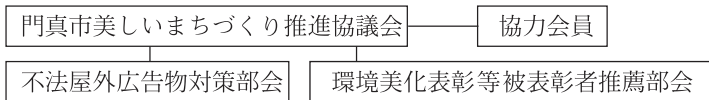
この条例は、門真市生活環境基本条例（昭和48年門真市条例第20号）第5条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

イ 内 容

美しいまちづくりの推進

- ・ 市民活動の推進
- ・ 緑化の推進
- ・ 良好な地域環境づくり
- ・ 公共の場所の美化
- ・ 空き地の美化
- ・ 愛護動物の管理等
- ・ ポイ捨て、飼い犬のふんの放置及び落書きの禁止等

ウ 環境美化推進組織



エ 門真市美化推進の日

市、市民及び事業者が一体となって環境美化意識の向上を図り、日常的な実践活動を行うため、「門真市美化推進の日」を定め、この日を中心に一定期間、清掃活動及び美しいまちづくりに関する啓発活動等を行う。

オ 門真市環境美化用具等貸与要綱の制定（施行日 平成14年7月9日）

地域における公共の場所等の清掃活動を実施する団体に対し、その使用する道具等を貸与することにより、団体の活動を助成し、もって地域の美化推進を図ることを目的とする。

② 不法屋外広告物対策

ア 事務移譲

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易除却に関する事務（平成16年10月29日）（大阪府屋外広告物条例第26条の規定）

イ 門真市違法屋外広告物追放登録員制度

門真市内の道路等の公共施設に、違法に掲出されたはり紙、はり札等、広告旗、立看板等の違法屋外広告物を追放するため、地域住民に除却事務を委任する門真市違法屋外広告物追放登録員設置要綱を制定し、市と市民が協働してまちの美観の向上を推進することを目的とする。

ウ 街並み美化推進事業

市道上の電柱や道路敷きに氾濫する違法屋外広告物及び支障物件は美観風致を害し、交通標識等の視界を阻害するため、集中的に警告・撤去活動と道路清掃を行い環境美化を推進することで市民意識の向上を図るものです。

(2) 地球環境

① 門真市エコオフィス計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行され、地方公共団体においては、政府が定める「京都議定書目標達成計画」に則して温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務づけられたところである。

本市においても、市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制と庁内のエネルギー使用量の削減を目指した「第三期門真市エコオフィス計画」を平成24年度に策定し、日々の業務の中で、環境に配慮した率先行動をとるための方針を示し、全庁的に温暖化防止等の環境保全に向けた取り組みを行っていくものである。

ア 第三期エコオフィス計画の期間 平成24年度から平成26年度

イ 第三期エコオフィス計画の目標

計画期間で二酸化炭素換算総排出量を3%削減することを目標とする。

平成23年度実施状況（第二期計画期間内において）

年 度 \ 項 目	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
平成17年度（基準年度）	25,760
平成23年度（目標値）	24,472
平成23年度	23,150

※「調達方針」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆる、「グリーン購入法」が平成12年5月に成立し、平成13年4月1日全面施行され、環境にやさしい物品や役務の調達に努める旨が規定された。

その中で、都道府県及び市町村は、毎年度環境物品の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うように努めなければならないとしており、門真市においても独自に平成15年度から『調達方針』を作成し、門真市としてグリーン購入を推進する上で基本になるものと考え、全職員への周知、徹底を図っている。

② 計画の推進体制

《門真市エコオフィス推進委員会》

計画の推進を図るため副市長を委員長として、関係部署から選任されたエコオフィス推進委員で構成する「門真市エコオフィス推進委員会」を設置し、各課にはエネルギー使用量の調査と計画に沿った取り組みを実践するエコオフィス推進員を配置する。

エコオフィス推進員を中心に年度ごとに日常点検の結果及びエネルギー使用量を推進委員会へ報告する。

(3) 公 害

① 大 気 汚 染

ア 大気汚染物質測定状況

- ・ 市役所局（年平均値）

項目 単 位	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)
年度	PPm	PPm	mg/m ³
22	0.005	0.019	0.020
23	0.005	0.018	0.020
24	0.005	0.017	0.020

- ・ 南 局（年平均値）

項目 単 位	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	一酸化炭素 (CO)
年度	PPm	PPm	mg/m ³	PPm
22	0.005	0.018	0.021	0.4
23	0.005	0.016	0.021	0.3
24	0.005	0.018	0.020	0.4

イ 光化学スモッグ発令状況

年度	光化学スモッグ発令回数（東大阪地域）	
	予 報	注 意 報
22	11	8
23	2	2
24	4	2

② 環境騒音測定

（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）単位：デシベル）

年度	道路に面しない地域の平均測定結果		道路に面する地域の平均測定結果	
	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
22	56	53	72	70
23	50	45	72	70
24	54	44	75	71

③ 水質汚濁（古川）

ア 生活環境項目 月1回測定

（単位：mg/ℓ）

項目 年度	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
22	7.0~7.6	5.7	3.3	6.5	14
23	7.2~7.5	6.5	2.5	7.1	5
24	7.1~7.6	5.7	2.4	6.0	7.3

（注）BOD・CODは、年間75%水質値。その他は年平均値。

④ ダイオキシン類環境測定

項目・ 地点 単位 年度	大 気		土 壤	水 質	
	市役所別館 屋 上	市立公民館 二島分館	市 立 公 園	古 川	下 八 箇 庄 水 路
	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/g	pg-TEQ/ℓ	pg-TEQ/ℓ
22	0.062	0.059	① 8.9 ② 0.15 ③ 1.3	0.98	0.45
23	0.045	0.055	① 0.31 ② 0.014 ③ 5.2	1.3	0.30
24	0.027	0.025	① 1.7 ② 6.9 ③ 3.4	0.89	0.53

（注）市立公民館二島分館は、24年度より南局にて大気測定しています。

土壤の採取地点は、22年度は、①月出町公園、②門真南公園、③門真東2号公園、23年度は、①月出町中央公園、②四宮1号公園、③舟田町公園、24年度は、①速見町公園、②東打越公園、③三ッ島公園緑地

(4) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の種類		収集計画			
		収集区域	収集主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	本市全域	直営及び委託	週 2 回	ステーション	
プラスチック製容器包装			週 1 回		
びん・缶類			月 1 回		
小型ごみ			月 2 回		
ペットボトル			月 1 回		
古紙・古布			週 1 回		原則戸別
粗大ごみ			申し込みの都度		
臨時もしくは多量に排出される一般廃棄物		市民が自ら搬入する			
一般持込ごみ		許可業者	随 時		
事業系ごみ		直営及び委託	月 2 回		
し尿	申し込みの都度				
し尿の臨時	許可業者	随 時			
浄化槽汚泥	市民が自ら搬入する				
犬猫等の死体	処理の申し込みがあったもの	市民が自ら搬入する			
	不明のもの	直 営	通 報 の 都 度		

※ 家電製品のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンを除く。

(5) 一般廃棄物の処理手数料

(平成20年4月1日改定)


種 別	区 分			単 位	手数料	
1 一般廃棄物 (2から5までを除く。)	収集・運搬・処分するもの	一般家庭	定時	排出量が常時1日平均10キログラム以上のもの	10キログラムにつき	100円
			随時	臨時で申込みのあったもの		
	一般家庭以外	定時	排出量が常時1日平均10キログラム以上のもの	150円		
		随時	臨時で申込みのあったもの			
処分のみを するもの		市長の指定する場所へ搬入するもの		85円		
2 粗大ごみ	一般家庭から生じた粗大ごみを収集、運搬及び処分するもの	定時	1回に排出する粗大ごみの点数が5点以内のもの	1点につき	1,500円を 超えないで 定める額	
		随時	臨時で申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみの点数が5点を超えるもの		2,250円を 超えないで 定める額	
3 特定家庭用 機器廃棄物	収集・運搬するもの			1台につき	3,500円	
	市長の指定する場所へ搬入するもの				1,800円	
4 し 尿	一 般 家 庭	定 時	定 額		1人1カ月に つき	250円
			加 算 額	簡易水洗式 汲取便槽の場合	1世帯1カ月 につき	600円
		無臭式 汲取便槽の場合		300円		
	臨 時	従 量		1回につき	1,000円	
	一般家庭以外	従 量		18リットルに つき	130円	
5 犬猫等の死体	随時に市長の指定する場所へ搬入するもの			1頭につき	500円	

備 考

1. 手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
2. 重量割で手数料の定まっているもので重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合において、その手数料の額は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 収集・運搬・処分するもの 1立方メートルにつき 3,000円
 - (2) 処分のみするもの 1立方メートルにつき 1,500円
3. 手数料を算出する基礎となる数量が1単位に満たない端数は、1単位に繰り上げて計算する。
4. 粗大ごみとは、その最大の辺の長さ又は径が30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。
5. 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定するものをいう。
6. し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正する。

(6) 分別収集

分別収集は、昭和61年3月より全地域において4種分別として取り組んでいましたが、減量推進及び適正処理等を図るため、平成7年4月よりペットボトル、平成14年4月よりその他プラスチック製容器包装を含めた分別収集を細分化し、平成20年4月より粗大ごみ有料化に伴い7種9分別収集に変更を行い、普通ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙・古布、小型ごみ、ペットボトル及び粗大ごみの分別収集を実施しています。

分別名称	収集内容
普通ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品（洗面器・カセットテープ・灯油用のポリ容器など）、葉っぱ、ぬいぐるみ、履き物類、紙くず、可燃性の猫の砂、皮革製品、小さい木箱（そうめんの箱などは、必ずつぶして出してください。）
プラスチック製容器包装	シャンプー・リンス・サラダ油等のプラスチックボトル、食品トレー、インスタントラーメン等の「容器・包装」
びん・缶類	飲食料用等のびん・缶類、簡易ボンベ・スプレー缶
古紙・古布	新聞、雑誌、ダンボール、古着、タオルなど
小型ごみ	最大の辺又は径が30cm以下のもの及びなべ・フライパンなどの金物類、陶磁器類、ガラス類（姿見を除く）、電球、蛍光灯、小枝など
ペットボトル	リサイクルマーク  のついたペットボトル
粗大ごみ	住民の日常生活に伴い不用となった最大の辺又は径が30cmを超える耐久消費財等をいい、家電製品、家具・寝具、健康器具、自転車類、趣味用品、楽器、乳幼児製品、収納庫、スポーツ・レジャー用品・遊具、家事日用品、敷物・室内用品、OA機器、その他のものの13種別

〔収集量（家庭系）の推移〕

（単位：t）

種別	年度	22	23	24
	可燃ごみ		20,033	19,745
不燃ごみ		742	747	694
粗大ごみ		260	244	331
資源ごみ		3,329	3,273	3,125
一般持込		1,949	2,043	2,092
計		26,313	26,052	25,834

〔再資源化量の推移〕

(単位：t)

種 別 \ 年 度	22	23	24
金 属 類	618	604	584
ガ ラ ス 類	765	982	961
プ ラ ス チ ッ ク 類	1,223	1,194	1,190
紙 類	569	566	598
計	3,175	3,346	3,333

(7) さわやか訪問収集（粗大ごみ）

① 対 象

次のいずれかに当てはまり、身近な人などの協力を得るのが困難で、収集場所に粗大ごみを持ち出せない一人暮らしの人

ア 虚弱などで日常生活に支障がある65歳以上

イ 身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている

※ 同居家族がいる場合でも、同居者が高齢や虚弱などで収集場所に持ち出せない世帯も対象になります。

② 収集日・回数

月・火・木・金曜日の午後（祝日を含む）・同一世帯で月1回

(8) 塵芥処理・し尿収集量の推移

年 度	塵 芥 処 理 量 (t)	し 尿 収 集 量 (kl)		
		総 量	市 営	委 託
22	47,239	5,105	71	5,034
23	45,931	4,688	67	4,621
24	45,580	4,288	77	4,211

(9) 塵芥・し尿処理の概要

(平成25年4月1日現在)

区 分		塵 芥		し 尿	
処理対象区域 収集方法	人口	128,073 人		人口	2,878 人
	面積	12.28 km ²		面積	12.28 km ²
	家庭系	56.7 %		直営	0.6 %
	事業系	43.3 %		委託	99.4 %
収 集 量		176.0 t / 日		49.8 kl / 日	
処 理 方 式		焼 却 炉 2 炉 破 碎 機 1 基 リサイクルプラザ		標準脱窒素＋高度処理方式	
施 設	敷地面積	20,800 m ²		8,628.75 m ²	
	型 式	① 連続燃焼式 ② 縦型回転式 ③ 選別装置			
	処理能力	① 300 t / 日 ② 30 t / 5h ③ 40 t / 5h		110.0 kl / 日	
	工 費	16,377,876 千円		2,149,000 千円	
保有車両台数 (車種別)		2 t ダンプ車 3 台 4 t ダンプ車 2 台 クカー車 (2 t) 6 台 パッカー車 (2 t) 16 台 ミニダンプ車 5 台 ライトバン 1 台 フォークリフト 4 台 バックホー 2 台 ホイールローダー 3 台		バキューム車 (1,800 l) 2 台 2 t ダンプ車 1 台 ライトバン 1 台	

(10) 門真市リサイクルプラザ（エコ・パーク）

「ごみの処理・資源化」のためのプラントと市民のリサイクル意識の啓発、自発的なリサイクル活動の促進を図るための公の施設としての門真市立リサイクルプラザを併せもった市民リサイクルの拠点施設です。

所在地	門真市深田町19番5号
施設概要	敷地面積 20,800㎡
	建築面積 2,664㎡
	延床面積 11,139㎡
	建築構造 鉄骨造（一部RC造・SRC）地上5階・地下1階 耐火建築物
工費	4,797,571千円
工期	平成12年7月～平成14年3月
開館年月	平成14年4月

① 門真市リサイクルプラザ（プラント）

ア 処理能力	40 t / 5 h	
イ 設備内容	びん・缶処理設備	15.9t / 5h
	ペットボトル処理設備	1.3t / 5h
	プラスチックボトル処理設備	1.8t / 5h
	その他プラスチック製容器包装処理設備	8.8t / 5h
	小型複合処理設備	2.4t / 5h
	古紙・古布処理設備	9.8t / 5h

ウ 設備方式

受入供給設備……………受入ホッパ方式 自動破袋・集袋装置
供給コンベア方式
異物除去選別設備…自動選別装置 振動重力選別装置
精選手選別ライン
貯留・保管設備……………自動倉庫システム 自動搬入・搬出及び
自動計量ライン

資源選別設備……自動選別装置 精選手選別ライン
 金属類選別装置……磁気選別装置 アルミ選別装置
 破 碎 設 備……二軸破碎機 捻碎機
 資源物成型設備……圧縮成型方式 圧縮梱包方式 減容固化方式
 給 水 設 備
 排水処理設備

② 門真市立リサイクルプラザ（公の施設）

ア 事業活動

- リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発
- リサイクルに係る講座、研修会等の開催
- 不用品の再生並びに再生品の展示及び提供
- プラザの施設、器具、備品等の提供
- その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業

イ 開館日・時間

【開館時間】 午前9時～午後5時30分

【休 館 日】 水曜日（その日が祝日の場合、その翌日）・12月29日～1月3日

ウ 事業内容

階	施 設 名	事 業 内 容
1 階	エントランス ホール	○イベント情報・市民活動グループ連絡掲示板 ○不用品情報板
	事 務 所	○リサイクルプラザ来訪者への対応 ○工房専用使用者受付 ○市民活動相談

4階	イベント広場	○イベントの開催
	展示ホール	○イベントの開催（フリーマーケット等） ○資源化処理施設の紹介 ○情報掲示板 ○インフォメーション
	リサイクル工房	○紙すき工房 ○石けん・染め工房 ○裂織り・リフォーム工房 ○エコクッキング工房
5階	資料室 (情報検索室)	○リサイクルに関する図書・資料の閲覧、貸出及び資料の提供 ○インターネットでのリサイクル・環境情報の発信・検索指導等
	マルチホール 会議室 (1) (2)	○ごみ減量、環境に関する講演会、会議等

